

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月9日
【発行者の名称】	インド輸出入銀行 (Export-Import Bank of India)
【代表者の役職氏名】	Yaduvendra Mathur (総裁兼マネージング・ディレクター)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒丸博善
【住所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03) 6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒丸博善
【住所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03) 6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

- 注(1) 「発行者」、「輸出入銀行」または「当行」とは、そのロンドン支店を通じて行為するインド輸出入銀行を指す。
- (2) 別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「豪ドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指し、「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指す。

第一部 【証券情報】

第1 【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2 【売出債券に関する基本事項】

以下は、インド輸出入銀行2020年11月6日満期豪ドル建債券（以下「豪ドル建債券」という。）およびインド輸出入銀行2020年11月6日満期米ドル建債券（以下「米ドル建債券」という。）についての記述である。

「本債券」とは、豪ドル建債券に関する記述において使用されている場合は豪ドル建債券を、米ドル建債券に関する記述において使用されている場合は米ドル建債券を、それ以外の部分において使用されている場合は豪ドル建債券および米ドル建債券の総称または文脈によりそのいずれかをいう。

1【売出要項】

豪ドル建債券

売 出 人

会 社 名	住 所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号

売出債券の名称	インド輸出入銀行2020年11月6日満期豪ドル建債券 (注1)
記名・無記名の別	無記名式
券面総額	1億4,000万豪ドル(予定)(注2)
各債券の金額	1,000豪ドル
売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	1億4,000万豪ドル(予定)(注2)
利 率	額面金額に対して年(未定)% (年2.20%以上年3.70%以下を仮条件とする。)(注2)
償還期限	2020年11月6日(ロンドン時間)
売出期間	2015年10月29日から2015年11月6日まで(注3)
受渡期日	2015年11月9日(日本時間)(注3)
申込取扱場所	売出人の本店ならびに日本国内の各支店および各営業所

(注1) 本債券は、発行者のメディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)および2015年10月下旬に調印される予定の本債券に関する条件補足説明書に基づき2015年11月6日に発行される。本債券はいずれの金融商品取引所にも上場されない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の額面総額は、1億4,000万豪ドル(予定)である。本債券の額面総額は、本債券の需要状況を勘案した上で決定される。従って、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。

本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要動向を勘案したうえで決定される予定である。

(注3) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

米ドル建債券

売 出 人

会 社 名	住 所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号

売出債券の名称	インド輸出入銀行2020年11月6日満期米ドル建債券(注1)
記名・無記名の別	無記名式
券面総額	8,000万米ドル(予定)(注2)
各債券の金額	1,000米ドル
売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	8,000万米ドル(予定)(注2)
利 率	額面金額に対して年(未定)% (年1.35%以上年2.85%以下を仮条件とする。)(注2)
償還期限	2020年11月6日(ロンドン時間)
売出期間	2015年10月29日から2015年11月6日まで(注3)
受渡期日	2015年11月9日(日本時間)(注3)
申込取扱場所	売出人の本店および日本国内の各支店および各営業所

(注1) 本債券は、発行者のメディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)および2015年10月下旬に調印される予定の本債券に関する条件補足説明書に基づき2015年11月6日に発行される。本債券はいずれの金融商品取引所にも上場されない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の額面総額は、8,000万米ドル(予定)である。本債券の額面総額は、本債券の需要状況を勘案した上で決定される。従って、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。

本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要動向を勘案したうえで決定される予定である。

(注3) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

共通事項

摘要

1. 本債券の購入申込み、その購入およびそのための払込みはすべて、各申込人が、売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じ、外国証券取引口座約款の規定に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない申込人は、売出人においてかかる口座を開設する必要がある。

売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同約款の規定に従い、包括債券および確定債券の券面の交付は行われぬ。なお、本債券の券面については、下記「11. その他 - (2) 包括債券」を参照のこと。

2. 本債券は、合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法に基づくレギュレーションSに従っている場合または証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または米国人に対して、またはその計算でもしくはその利益のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

3. 本債券に関し、発行者は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）から2015年10月8日付でBBB+の予備格付を取得した。本債券に関し、2015年10月下旬頃、発行者はJCRから格付を取得する予定である。

JCRは金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者である（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおりである。

JCR：電話番号03 - 3544 - 7013

なお、発行者は、本書提出日現在、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）であるスタンダード&プアーズ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（以下「S&P」という。）よりBBB-の長期発行体格付を、ムーディーズ・インベスターズ・サービ

ス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド(以下「ムーディーズ」という。)よりBaa3の長期発行体格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。S&Pおよびムーディーズは、それらのグループ内の金融商品取引法上の登録信用格付業者の特定関係法人(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「内閣府令」という。)第116条の3第2項に定義される。)である。

無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)およびムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)が登録されている。S&Pおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、それぞれインターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

売出しの委託契約の内容

該当なし

債券の管理会社

受託会社

本債券の受託会社(以下「受託会社」という。)	
名 称	所 在 地
シティコープ・トラスティ・カンパニー・リミテッド (Citicorp Trustee Company Limited)	連合王国ロンドンE14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター14階 (14th Floor, Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

振替機関

該当なし

財務上の特約

本債券の地位

本債券およびその関連する利札(以下「利札」という。)は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ(下記「担保提供制限」の規定に従うことを条件として)無担保の債務であって、本債券相互の間において同順位とし、また(法により優先される一定の債務を除き)その時々に残存する発行者のその他一切の非劣後かつ無担保の債務(劣後債務(もしあれば))を除く。)と同等である。

担保提供制限

本債券に未償還額がある限り、発行者は、関連債務(以下に定義される。)を担保するために、発行者の現在または将来の営業、事業、資産または収入(未払込資本金を含む。)のいかなる部分の上にもまたはこれらに関して、抵当権、負担、先取特権、質権またはその他の担保権(以下、各々を「担保権等」という。)を設定せず、また、存在させないものとする。ただし、発行者が担保権等を設定する場合においては設定前にまたはそれと同時に、また、その他の場合においては速やかに、以下の事項を確実にしめるために必要なあらゆる措置を講じるときはこの限りでない。

(イ) 本債券および本プログラムのための信託証書(以下「信託証書」という。)に基づき発行者により支払われるべき一切の金額が、受託会社とその完全な裁量下で満足できる程度に関連債務と同等の順位および比率をもって担保権等により担保されていること、または

(ロ) ()受託会社とその完全な裁量において本債券の債権者(以下「本債権者」という。)が享受する利益が著しく低下するものではないとみなす、または()本債権者の特別決議(かかる決議の投票総数の4分の3以上によって適法に採択された決議として下記「7.債権者集会に関する事項」に定義される。)により承認された他の担保権等もしくはその他の措置(担保権等の付与を含むか否かを問わない。)が提供されていること。

本書において「関連債務」とは、()証券取引所、店頭市場もしくはその他の証券市場においてその時々値付、上場または通常取引が行われているノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックまたはその他の証券についてのまたはこれらに関する現在または将来の債務(元金、プレミアム、利息またはその他の金員のいずれであるかを問わない。)ならびに()上記の債務についての保証または補償をいう。

その他の事項

該当事項なし。

ただし、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、「11.その他-(1)債務不履行事由」を参照。

2【利息支払の方法】

豪ドル建債券

各本債券の利息は、その額面金額に対して、上記「1. 売出要項 - 利率」に記載の利率により、2015年11月6日(同日を含む。)からこれを付し、かかる利息は2020年11月6日まで毎年5月6日および11月6日(以下各々を「利払日」という。)に6か月分を後払いするものとし、各利払日におけるその金額は各本債券につき(未定)豪ドルとする。利払日(または2015年11月6日)(同日を含む。)から次の(または最初の)利払日(同日を含まない。)までの期間を、以下「利息期間」という。

本債券に係る利息(および元金)の支払いは、「4. 元金支払場所」記載の合衆国(本書において、アメリカ合衆国およびその領土をいう。)外の支払場所において、関連する利札(または元金の場合には本債券)の呈示および引渡し(または支払うべき金額のうち一部を支払う場合はその記載)がなされたときのみ、豪ドルでシドニー所在の銀行の豪ドル口座への貸記もしくは振込により行われる。支払いがかかる貸記もしくは振込により行えない場合、かかる支払いはシドニー所在の銀行宛の豪ドル建小切手の振出しにより行われる。支払いは、上記全ての場合につき、支払場所における適用ある財務またはその他の法令に従う。

包括債券により表章される元金および利息(もしあれば)の支払いは、(下記の定めに従い)上記において定められた方法、またはその他当該包括債券において定められる方法により、合衆国外の支払代理人の指定事務所における当該包括債券の呈示または引渡しと引換えに行われる。各支払いの記録は、元金の支払いおよび利息の支払いを区別して、当該包括債券の呈示を受けた支払代理人により当該包括債券上に行われる。

包括債券の所持人は、当該包括債券により表章される本債券に関する支払いを受領することができる唯一の者であるものとし、発行者は当該包括債券の所持人に対するもしくはその指図人に対する支払いにより、その支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)の記録簿に当該包括債券により表章される本債券の一定の額面金額の実質所持人として記載されている者はそれぞれ発行者が当該包括債券に関して行った各支払いの自己の受取分については、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)に対してのみ請求することができる。

各本債券の利息は、償還期日以降はこれを付さない。ただし、元金の支払いが不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。

本債券の元金および利息に関する金額の支払日が営業日でない場合、本債権者または(場合により)利札の所持人(以下「利札所持人」という。)は、その直後の営業日まで、支払いを受ける権利はない。ただし、これにより支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りではなく、この場合かかる日は直前の営業日に繰上げられるものとする。発行者も支払代理人もかかる支払いの繰下げまたは繰上げについて、本債権者および利札所持人またはその他の者に対しいかなる利息その他の支払いも、また控除も行うべき責任を負わないものとする。本書において、「営業日」とは、シドニー、ニューヨーク、東京およびロンドンならびに当該呈示地において商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、かつ一般の営業(外国為替取引および外貨預金を含む。)のために開いている日を意味する。

米ドル建債券

各本債券の利息は、その額面金額に対して、上記「1. 売出要項 - 利率」に記載の利率により、2015年11月6日(同日を含む。)からこれを付し、かかる利息は2020年11月6日まで毎年5月6日および11月6日(以下各々を「利払日」という。)に6か月分を後払いするものとし、各利払日におけるその金額は各

本債券につき(未定)米ドルとする。利払日(または2015年11月6日)(同日を含む。)から次の(または最初の)利払日(同日を含まない。)までの期間を、以下「利息期間」という。

本債券に係る利息(および元金)の支払いは、「4.元利金支払場所」記載の合衆国(本書において、アメリカ合衆国およびその領土をいう。)外の支払場所において、関連する利札(または元金の場合には本債券)の呈示および引渡し(または支払うべき金額のうち一部を支払う場合はその記載)がなされたときのみ、米ドルでニューヨーク所在の銀行の米ドル口座への貸記もしくは振込により行われる。支払いがかかる貸記もしくは振込により行えない場合、かかる支払いはニューヨーク所在の銀行宛の米ドル建小切手の振出しにより行われる。支払いは、上記全ての場合につき、支払場所における適用ある財務またはその他の法令に従う。

包括債券により表章される元金および利息(もしあれば)の支払いは、(下記の定めに従い)上記において定められた方法、またはその他当該包括債券において定められる方法により、合衆国外の支払代理人の指定事務所における当該包括債券の呈示または引渡しと引換えに行われる。各支払いの記録は、元金の支払いおよび利息の支払いを区別して、当該包括債券の呈示を受けた支払代理人により当該包括債券上に行われる。

上記の規定にかかわらず、以下の場合には、本債券に関する元金および/または利息の金額が米ドルにより支払われるとき、かかる本債券に関する元金および/または利息の米ドルによる支払いは合衆国における支払代理人の指定事務所において行われる。

- () 発行者が、合衆国外に指定事務所を有する支払代理人が支払期日に合衆国外のかかる指定事務所において本債券の元金および利息の全額を上記に規定する方法により米ドルで支払うことが可能であると合理的に予想して、当該支払代理人を任命しており、
- () 合衆国外のかかる指定事務所すべてにおいてかかる元金および利息の全額を支払いが違法であるか、または米ドルによる元金および利息の全額を支払いもしくは受領について為替管理もしくはその他の類似の制限により有効に排除されており、かつ
- () かかる支払いが、その時点で、発行者の意見によれば、発行者にとって税務上の悪影響なく合衆国法の下で許容されている場合。

包括債券の所持人は、当該包括債券により表章される本債券に関する支払いを受領することができる唯一の者であるものとし、発行者は当該包括債券の所持人に対するもしくはその指図人に対する支払いにより、その支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)の記録簿に当該包括債券により表章される本債券の一定の額面金額の実質所持人として記載されている者はそれぞれ発行者が当該包括債券に関して行った各支払いの自己の受取分については、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)に対してのみ請求することができる。

各本債券の利息は、償還期日以降はこれを付さない。ただし、元金の支払いが不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。

本債券の元金および利息に関する金額の支払日が営業日でない場合、本債権者または(場合により)利札の所持人(以下「利札所持人」という。)は、その直後の営業日まで、支払いを受ける権利はない。ただし、これにより支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りではなく、この場合かかる日は直前の営業日に繰上げられるものとする。発行者も支払代理人もかかる支払いの繰下げまたは繰上げについて、本債権者および利札所持人またはその他の者に対しいかなる利息その他の支払いも、また控除も行うべき責任を負わないものとする。本書において、「営業日」とは、ニューヨーク、東京およびロンドンならびに当該呈

示地において商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、かつ一般の営業(外国為替取引および外貨預金を含む。)のために開いている日を意味する。

共通事項

1年未満の期間に関する各本債券の利息の金額の算定については、各利息期間につき、1か月を30日とし、1年を12か月とする1年360日を基準とする日割計算による。

3【償還の方法】

(1) 最終償還

豪ドル建債券

本債券が期限前に以下に規定される償還または買入消却がされていない限り、各本債券は、2020年11月6日にその額面金額で発行者により償還される。ただし、適用ある規制上の要件に従うことを条件とする。

米ドル建債券

本債券が期限前に以下に規定される償還または買入消却がされていない限り、各本債券は、2020年11月6日にその額面金額で発行者により償還される。ただし、適用ある規制上の要件に従うことを条件とする。

(2) 税制上の理由による償還

(a)本債券に基づく次の支払期日が到来した場合に、本債券を発行する合意が成立した日以降に効力を有することとなる課税管轄地（下記「8．課税上の取扱い - (1)」に定義される。）の法令の変更もしくは改正、または当該法令の適用もしくは公権的解釈の変更を理由として、発行者が下記「8．課税上の取扱い - (1)」に定義されまたは言及された追加額を支払う義務を負っているまたは負うこととなり、かつ(b)当該義務が発行者にとって利用可能な合理的手段をとってもそれを避けることができない旨、について発行者が当該通知を行う直前に受託会社が（その完全な裁量において）満足できる説明ができる場合、受託会社および主支払代理人（下記「4．元利金支払場所」に定義される。）ならびに下記「10．公告の方法」に従って本債権者に対し、30日以上60日以内の通知（当該通知は取消不能とする。）を行うことにより、満期償還日前にいつでも、発行者はその選択により本債券の全額（一部は不可）を償還することができる。

ただし、本項の償還通知は、本債券に関する支払期日が到来しているとすれば当該追加額を支払う義務が発生する最も早い日から90日前の日より前には行ってはならないものとする。

本(2)項に基づく償還通知を公告する場合、発行者は事前に、当該償還を行う権利があることおよび発行者がそのような償還を行う権利を生じさせた前提条件を充足している旨を述べた発行者の授権された役員によって署名された（当該受託会社の指定された事務所で本債券者の閲覧に供することを目的とする）証明書、ならびに発行者は、当該変更もしくは改正により追加額の支払義務を負っているもしくは負うこととなる旨の一般に認められた地位にある独立の法律顧問の意見書を受託会社に交付するものとし、受託会社はかかる証明書を上記の前提条件が充足されたことの満足できる証拠として受ける権利を有するものとし、その場合それは最終的なものとなり、本債権者および利札所持人に対して拘束力を有する。

本(2)項において、「発行者の授権された役員」とは、(a)()発行者の総裁兼マネージング・ディレクターもしくは()発行者の資産管理委員会の正当に授権された者、または、(b)発行者の選任された代理人をいう。

本(2)項に従い償還される本債券は、その額面金額で（適切な場合は）償還期日（同日を含まない。）までの経過利息とともに償還される。

(3) 買入消却

発行者は、公開市場またはその他を通じて随時、いかなる価格でも本債券を買入れることができる（ただし、確定債券の場合は、これに付随する期限未到来のすべての利札とともに買入される。）。

かる本債券は保有、再発行、再売却することができ、または、発行者の選択により、いずれかの支払代理人に対し消却のため引渡すことができる。

償還されたすべての本債券は、(これに付されたまたは償還時に引渡された期限未到来のすべての利札とともに)直ちに消却される。消却されたすべての本債券および前段落に従い買入および消却されたいかなる本債券も(これとともに消却された期限未到来のすべての利札とともに)主支払代理人に引渡されるものとし、再発行されまたは再売却することができない。

- (4) 各本債券(または、本債券の一部のみの償還の場合は、当該本債券の当該一部のみ)は、償還期以降は利息が付されない。ただし、元金の支払いが不当に留保または拒絶された場合はこの限りではなく、その場合、(a)当該本債券につきその日までに支払うべき全額が支払われる日、および(b)信託証書における規定するところ、のうちいずれか早い時までの経過利息が生じる。

元金の支払いについては、上記「2. 利息支払の方法」を参照。

4【元利金支払場所】

本債券の支払代理人および本債券の元利金の支払いがなされる支払代理人の事務所は、以下のとおりである。

主支払代理人

名称	シティバンク・エヌ・エー、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)
所在地	アイルランド、ダブリン1、ノース・ウォール・クウェイ1、1階 (c/o Ground Floor, 1 North Wall Quay, Dublin 1, Ireland)

発行者は、欧州理事会指令2003/48/EC、または当該指令を実施もしくは遵守する法律または同指令に一致させるために導入される法律に基づき租税を源泉徴収もしくは控除すべき義務を負わない欧州連合加盟国内における支払代理人を維持するようにするものとする。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券および利札には、担保または第三者による保証は付されていない。

担保権等は担保提供制限の規定に従い設定することができる。上記「1. 売出要項 - (16)財務上の特約 - 担保提供制限」を参照。

6【受託会社の職務】

受託会社は、信託証書の条項に従い、本債権者および利札所持人の利益のために受託者として行為することに同意した。

受託会社は随時、その裁量により、通知なく、信託証書、本債券および利札の規定を執行するために適切であると考え発行者に対する手続を行うことができる。ただし、受託会社は、()受託会社が、本債権者の特別決議によりその旨を指示またはそのときに未償還残存する本債券の額面金額の5分の1以上の所持人により書面にてその旨を要求され、かつ()受託会社が満足する程度の補償および/または担保および/または事前資金供与を受けた場合に限り、かかる手続もしくは信託証書、本債券または利札に関するその他の行為をする義務を負うものとする。

いかなる本債権者または利札所持人も発行者に対して直接手続を行う権利を有さないものとする。ただし、受託会社が、手続を取る義務を負うことになったにもかかわらず、それを合理的な期間内において懈怠し、かつかかる懈怠が継続している場合はその限りではない。

信託証書は、受託会社の補償および免責に関する規定が盛り込まれており、かかる規定には受託会社の満足する形で補償および/または担保を受けない限り、手続を取る義務から免除される規定が含まれる。

信託証書はまた、受託会社が、とりわけ(a)発行者と商取引を締結し、発行者により発行もしくは保証されたまたは発行者に関連する他の有価証券の所持人に関する受託者として行為する、(b)かかる取引、もしくは場合によっては、本債権者または利札所持人の利益に関係しないもしくはそれらに対する影響がない受託者の役割に基づくまたは関連するその権利を行使および執行する、その義務を履行するおよびその職務を執行する、ならびに(c)これによりまたはこれに関連して得た利益または受領した他の金額もしくは利益を保持した上で計上義務を負わない権限を有することに関する規定を含む。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会は、各銘柄ごとに開催される。

信託証書は、特別決議(以下に定義される。)による本債券、利札、信託証書のいずれかの条項の修正を含む本債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するため、本債権者の集会を招集するための規定を置いている。発行者または受託会社はかかる集会を招集することができ、発行者はその時に未償還残存する本債券の額面金額の10%以上を保有する本債権者から書面により要求された場合はかかる集会を招集するものとする。特別決議を採択するためのかかる集会の定足数は、その時に未償還残存する本債券の額面金額の50%以上を保有もしくは代表する者1名または2名以上とし、延会の定足数はその保有もしくは代表する額面金額のいかなるかを問わず本債権者であるかもしくは本債権者を代表する者1名または2名以上とする。ただし、(とりわけ、本債券の満期日もしくは本債券の利息の支払日の修正、本債券に関して支払うべき額面金額もしくは利息の利率の減額もしくは消却または本債券もしくは利札の支払通貨の変更を含む)本債券、利札または信託証書の一定の条項の修正を議題として含む集会においては、定足数は、その時に未償還残存する本債券の額面金額の3分の2以上を保有もしくは代表する者1名または2名以上とし、かかる集会の延会の定足数はその時に未償還残存する本債券の額面金額の3分の1以上を保有もしくは代表する者1名または2名以上とする。信託証書は、()信託証書に従い適法に招集され開催された集会において、かかる決議の投票総数の4分の3以上の投票により採択された決議、()その時に未償還残存する本債券の額面金額の4分の3以上を保有する所持人によりもしくはその所持人の代理人により署名された書面による決議、および()その時に未償還残存する本債券の額面金額の4分の3以上を保有する所持人によりもしくはその所持人の代理人により、関連ある決済システムを介して電磁的同意の方法(または受託会社が満足する様式)で行われた同意は、いずれの場合も、本債権者の特別決議として有効であると規定する。本債権者により採択された特別決議は、集会への出席の有無および当該決議について議決権を行使したかどうかを問わず、すべての本債権者、およびすべての利札所持人を拘束するものとする。

受託会社は、受託会社の意見において、そのようにすることで本債権者の利益が著しく害されない場合、本債権者もしくは利札所持人の同意なく、本債券もしくは信託証書のいかなる条項のいかなる修正(加重された定足数が要求される上述の修正を除く。)または本債券もしくは信託証書のいかなる条項のいかなる違反もしくは提案された違反の権利放棄または承諾につき、合意することができ、上記の同意なく、いかなる債務不履行事由(下記「11. その他 - (1)債務不履行事由」において定義される。)もしくは潜在的な債務不履行事由が債務不履行事由として扱われないことを決定することができ、または上記の同意なく、形式的、軽微もしくは技術的な性質のものであるか、または明白な過誤もしくは受託会社の意見において証明済みの過誤を訂正するため行われるいかなる修正に合意することもできる。かかるいかなる

修正もすべての本債権者および利札所持人を拘束するものとし、かかるいかなる変更も、その後できるだけ速やかに「10. 公告の方法」に従い本債権者に対して通知されるものとする。

受託会社による、そのいかなる委託、権限、職権および裁量の行使（修正、権利放棄、承諾、決定または代替を含むが、これらに限られない。）に関連して、受託会社は、一つのクラスとしての本債権者の一般的利益を考慮するものとし、（その数にかかわらず）個々の本債権者もしくは利札所持人に特有の事情から発生するいかなる利益も考慮してはならず、特に（ただしこれに限られることなく）、個々の本債権者もしくは利札所持人が特定の領域もしくはその下部行政区画にいかなる目的をもってであっても居住し、あるいは関係し、またはその管轄に服することにより生じるかかる行使の帰結を考慮してはならず、ならびに、「8. 課税上の取扱い」および/または信託証書に従い「8. 課税上の取扱い」に加えて、もしくはそれに代えてなされる保証もしくは約束で既に定められている場合を除き、かかる行使の個々の本債権者もしくは利札所持人に対する税務上の帰結に関するいかなる補償または支払いも、発行者、受託会社もしくはいかなるその他の者に対しても要求する権限を受託会社は有さず、本債権者もしくは利札所持人もそれらを請求する権利を有しない。

受託会社は、本債権者の同意なく、本債券、利札および信託証書に基づく主債務者としての発行者（もしくは本「7. 債権者集会に関する事項」に基づく従前の代替者）に代えて、発行者によって所有されまたは支配される法人に代替することにつき、発行者に同意することができる。ただし、（a）本債券は無条件かつ取消不能の形で発行者により保証されること、（b）受託会社が、その完全な裁量において、代替によって本債権者の利益が著しく害されないことにつき満足できること、（c）信託証書に規定されるその他の一定の条件が遵守されなければならないことを条件とする。

かかるいかなる修正、権利放棄、承諾、決定または代替も、本債権者および利札所持人を拘束するものとし、受託会社が別途同意しない限りは、かかるいかなる修正または代替も、「10. 公告の方法」に従い、発行者により本債権者に対し速やかに通知されるものとする。

8【課税上の取扱い】

(1) 税制による追加額の支払い

本債券および利札に関する発行者によるまたは発行者のための元金および利息の支払いは、すべて課税管轄地によりもしくはこれに代わって賦課もしくは徴収されるいかなる性質の現在または将来の公租、公課のための源泉徴収もしくは控除をすることなく行われるものとする。ただし、かかる源泉徴収もしくは控除が法律上要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収もしくは控除後において本債券または利札の所持人が受領する純額が、かかる源泉徴収もしくは控除がなければ本債券または利札につき受けることができたであろう元金および利息の金額と等しくなるようにするために必要となる追加額（以下「追加額」という。）を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、

- (a) その所持人が、当該本債券もしくは利札を単に所持していること以外に課税管轄地と一定の関係有するため、当該本債券もしくは利札につき当該公租、公課を課せられる、または
- (b) 関連日（以下に定義される。）後、30日を超えた後に（ただし、その所持人がその30日目にかかる日が支払日であったと仮定して当該本債券を支払いのため呈示した場合であってもその追加額を受けることができたであろう場合はこの限りでない。）支払いのため呈示された、または
- (c) 欧州理事会指令2003/48/EC、または当該指令を実施もしくは遵守する法律または同指令に一致させるために導入されるその他法律によって、かかる源泉徴収もしくは控除が個人に対する支払いにつき課され、かつ要求される場合、または

- (d) 当該本債券もしくは利札を欧州連合加盟国内の他の支払代理人に対して呈示することにより、かかる源泉徴収もしくは控除を回避することができたであろう所持人もしくはこれに代わる者により支払いのため呈示された、または
- (e) 呈示の時点で、非居住の宣言もしくはその他類似の免除請求を行うことによりかかる源泉徴収もしくは控除を回避することができたが、かかる宣言もしくは請求を行わない当該本債券もしくは利札の所持人もしくはこれに代わる者により支払いのため呈示された

本債券もしくは利札については一切支払われないものとする。

本書において、

() 「課税管轄地」とは、

- (A) 発行者がインド共和国(以下「インド」という。)における本店を通じて行為している場合、発行者による本債券もしくは利札の元金もしくは利息の支払いに関し課税権限を有する、インドもしくはその下部行政区画またはそれらのもしくはそれらの域内にある課税当局、
- (B) 発行者がインド国外の支店を通じて行為している場合、発行者による本債券もしくは利札の元金もしくは利息の支払いに関し課税権限を有する、インドもしくはその下部行政区画またはそれらのもしくはそれらの域内にある課税当局、またはかかる支店に適用ある課税管轄地もしくはその下部行政区画またはそれらのもしくはそれらの域内にある課税当局

をいう。

() 「関連日」とは当該支払いの期限が初めて到来する日、または支払われるべき金員全額が当該期日以前に受託会社もしくは主支払代理人により正当に受領されなかった場合は、当該金員全額が受領され、その旨の通知が下記「10. 公告の方法」に基づき本債権者に対して正当に発せられる日をいう。

本書において、本債券に関する元金に対する言及は、(a) 「8. 課税上の取扱い - (1)」に基づきまたは信託証書に従ってそれに追加してもしくはその代理として与えられる取決めもしくは約束に基づき、元金に関して支払われることのある追加額、ならびに(b)本債券に基づきもしくは本債券に関して発行者により支払われることのあるプレミアムおよびその他の金額(利息を除く。)を包含するものとみなされるものとする。

本書において、本債券に関する利息に対する言及は、「8. 課税上の取扱い - (1)」に基づきまたは信託証書に従ってそれに追加してもしくはその代理として与えられる取決めもしくは約束に基づき、利息に関して支払われることのある追加額を包含するものとみなされるものとする。

発行者は、発行者が合理的に満足できる書面によるそれについての証拠を受領することを条件として、本債券(または本債券についての受益的利益)の譲渡人または譲受人(ただし、単に本債券を保有すること以外にインドとの関係を有することを理由として、インドの税金の支払義務を負う譲渡人または譲受人を除く。)に対し、インド国外での本債券の譲渡または売却について課税されるインドの所得税、キャピタルゲイン税または贈与税により生じる損失について補償することに信託証書において同意する。ただし、()かかる補償は、(A)当該譲渡人または譲受人が適用ある税法および規則についての遵守を遅延し、または履行しなかったことにより課された遅延損害金または税金には適用されず、かつ(B)当該譲渡人または譲受人以外の者が強制履行することはできないものとし、また、()発行者は上記の補償に関し、当該譲渡人または譲受人以外の者に対する責任は一切負わないものとする。上記の補償は、1961年所得税法(以下「所得税法」という。)の適切な改正に基づき、発行者が、本債券はインド国内には存在せず、また存在しないものとみなされることを証する、(a) 2名の発行者の授権された役員が署名した証明書および(b)受託会社が容認可能なインドの開業税法顧問による理由を付した書面による法律意見書を交付した時をもって終了するものとする。

(2) インドの租税

利息の課税

本債券の利息は、一般にインドにおける税の対象となる。所得税法第115A条に基づき、非居住者投資家は、所得税法に含まれる条件に服しかつそれに従って、インドを通じて本債券につき支払われる利息について、現行20.0%（ならびに適用ある課徴金、教育目的税および中等・高等教育目的税）の税の支払義務を負う。

所得税法第90(2)条は、所得税法に基づく税率は、利息の受取人がインド政府が二重課税防止条約（以下「DTAA」という。）を締結している国の居住者である場合は引き下げられる旨規定しており、かかるDTAAの条項は、特定の条件（もしあれば）を満たすことを条件として、上記記載のものより低率での所得税のインドにおける課税を規定している。

キャピタルゲインの課税

資本資産として保有される本債券の譲渡により非居住者投資家に発生するキャピタルゲインは本債券がインドに所在している財産と判断される場合、一般的にインドにおいて所得税の課税対象となる。本債券がインドに所在しているものと適正に判断されるか否かの問題については疑義がないわけではない。しかしながら、発行者はインドにおいて設立され、かつインドの居住者であることから、インドの課税当局が本債券をインドに所在しているものとして扱う可能性はある。

資本資産の譲渡により発生するキャピタルゲインがインドにおいて課税対象となる場合、税率は、所得税法の関連条項に従って、インド法の適用ある条項に基づき定義された本債権者の居住の地位および譲渡時に優勢な税率に基づくものとなる。

しかしながら、国内税法の適用ある条項に関して、債券所持人は、国内税法の条項または本債権者が居住者である国との間で締結されたDTAAの条項のいずれかを選択できる可能性がある。

上記に説明された見解は、優勢な所得税法の条項に従うものであり、投資予定者におかれては、いかなる場合においても、本債券の譲渡にかかる税効果につきご自身の税務顧問に相談されたい。

税の源泉徴収

本債券の要項に従って、本債券の元金および利息のまたはそれに関する支払いはすべて、インド国内における現在および将来の税金のための源泉徴収もしくは控除をすることなく行われるものとする。

上記にかかわらず、発行者は、本債券の存続期間中、インドの国外源泉所得を得るために本債券の手取金を使用されることを約束しているため、2015年10月9日現在、本債券に関する利息の支払いに対し所得税法に基づく税の源泉控除は適用されない。

(3) 日本国の租税

本債券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

本債券の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払いの取扱者を通じて交付される場合には、20%（国税と地方税の合計）（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率となる。）の源泉税が課される（源泉税額は、その利子につき外国税額が支払いの際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する（ただし、本(3)項の最終段落を参照のこと。）。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉税額を、一定の制限のもとで、法人税および地方税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合は、雑所得として取扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の税率は超過累進税率である。(ただし、本(3)項の最終段落を参照のこと。)内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる(ただし、本(3)項の最終段落を参照のこと。)。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

なお、2013年税制改正により、2016年1月1日以降においては、居住者が支払いを受けるべき特定公社債等(本債券、その他の国外において発行された公社債で、国内において売出しがされたもの等を含む。)の利息等については、源泉分離課税ではなく、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、また、居住者が特定公社債等の譲渡をした場合の譲渡所得についても、同じく20.315%の税率による申告分離課税の対象となる予定である。特定公社債等の償還差益についても、譲渡所得と同様の扱いとなる予定である。

9【準拠法及び管轄裁判所】

(1) 準拠法

信託証書、本プログラムのための代理契約（以下「代理契約」という。）、本債券および利札ならびにこれらのいずれかに起因または関連する契約外のいかなる義務も、英国法に準拠し、かつ、これに従って解釈される。

(2) 管轄権の合意

- (a) 下記の本(2)項(c)の制限の下で、英国の裁判所は、信託証書、本債券およびノもしくは利札よりまたはこれらに関連して生ずる紛争（これらの存在、有効性、解釈、履行、違反もしくは解除、またはこれらが無効であることにより生じる結果に関する紛争、ならびに信託証書、本債券およびノもしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約外の義務に関連する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有し、かつ、すべての紛争は、英国の裁判所の専属的な管轄権に服する。
- (b) 本(2)項の目的上、発行者は、紛争を解決するのに便宜的でないことまたは不適切な法廷地であることを理由とする、英国の裁判所に対するいかなる異議をも放棄する。
- (c) 本(2)項(c)は、受託会社、本債権者および利札所持人の利益のために限られる。法により許容される範囲内で、受託会社、本債権者および利札所持人は、単数または複数の紛争に関して、() 管轄権のあるその他の裁判所で訴訟手続を提起することができ、かつ、() いくつもの管轄地において、同時に訴訟手続を提起することができる。

(3) 訴状送達代理人の任命

発行者は、取消不能の形で、紛争に関して英国の裁判所に提起された訴訟手続に関する訴状送達代理人としてインド輸出入銀行ロンドン支店のその時々における指定の事務所を選任し、かつ、インド輸出入銀行ロンドン支店が何らかの理由により代理人としての行為ができなくなったか行為する意思がなくなった場合、発行者は直ちに受託会社が承認する代わりの者を英国における紛争に関する訴状送達代理人として任命することに同意する。発行者は、訴状送達代理人が訴状について発行体への通知を怠った場合も、送達が無効とならないことに同意する。本書のいかなる内容も、法により許容されるその他の方法により送達する権利に影響を与えるものではない。

(4) 免責特権の放棄

発行者は、取消不能かつ無条件の形で、紛争に関して、() いずれの管轄地においても、管轄権、承認または強制履行および類似の主張から主権またはその他の免責を主張する権利を放棄し、() 英国の裁判所もしくは紛争に関する管轄権を有する裁判所の判決または命令の承認に関して、英国の裁判所およびその他の管轄地の裁判所の管轄権に服し、および() いずれの管轄地においても、最終判決の前後にかかわらず、紛争に関して下されるもしくは付与されたいかなる財産に対する命令もしくは判決の宣告、強制履行もしくは執行（その使用または意図した使用に関わりなく）を含む（ただし、これらに限られない。）救済の付与（差止命令、差押、特定履行もしくはその他の救済のいずれの方法によるかを問わない。）または関連する令状の発行に同意する。

10【公告の方法】

本債券に関するすべての通知は、アジアにおいて一般的に流通している主要日刊紙 1 紙または受託会社が承認するアジアにおいて一般的に流通しているその他の英字日刊紙に掲載された場合、有効になされたものとみなされる。かかる掲載は、「アジアン・ウォール・ストリート・ジャーナル」(Asian Wall Street Journal) でなされる予定である。かかる通知はいずれも最初の掲載の日になされたものとみなされ、

もし二以上の新聞紙において掲載されることが要求される場合、要求されている新聞紙のすべてに掲載された最初の日になされたものとみなされる。受託会社の意見において、上記に定められた掲載が実行可能でない場合、通知は、受託会社が承認するその他の方法で行われ、その日においてなされたものとみなされる。

確定債券が発行されるまでは、本債券を表章する包括債券がすべてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている場合、かかる新聞紙でのかかる掲載に代え、関連する通知を本債券の所持人へ伝えるためユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに交付することができる。かかる通知は当該通知がユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してなされた日の翌日に、本債券の所持人に対してなされたものとみなされるものとする。

本債権者によりなされる通知は、書面によるものとし、かつ(確定債券の本債券の場合には)これに関連する本債券を付して、主支払代理人に提出することにより行われるものとする。本債券のいずれかが包括債券により表章されている限り、かかる通知はいずれかの本債券の所持人より主支払代理人に対して、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)を経由して主支払代理人ならびにユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)がかかる目的のために承認する方法により行うことができる。

利札所持人は、すべての目的において本「10. 公告の方法」に従い本債権者に対しなされた通知の内容を通知されたものとみなされる。

11【その他】

(1) 債務不履行事由

以下の事由(以下各々を「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生した場合には、受託会社は、その裁量により、発行者に対し、各本債券が期限の利益を失い、信託証書の定めに従い、経過利息を付して、各債券をその額面金額で償還すべき旨を、書面により通知することができ、また、その時に未償還残存する本債券の額面金額の少なくとも5分の1の所持人により書面により要求された場合または特別決議により指図された場合には(いずれの場合についてもその満足のいく補償および/または担保および/または前払いを受けることを条件とする。)(ただし、(ロ)、(ハ)、(ホ)ないし(ト)および(ヌ)(下記(ホ)ないし(ト)に記載の事由のいずれかと類似の結果をもたらすいずれかの事由に関してとする。)に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、受託会社が発行者に対して、かかる事由が、その意見において、本債権者の利益を著しく害することを書面により認定した場合に限る。)、その旨を書面により通知しなければならないものとし、かかる通知により、各本債券は直ちに期限の利益を失い、信託証書の定めに従い、経過利息を付してその額面金額で償還されるものとする。

(イ) 本債券またはそのいずれかについて支払期日の到来した元金または利息の支払いを怠り、利息の場合にはかかる不払いが15日間継続したとき

(ロ) 発行者が本債券の要項または信託証書に基づくその他の義務を履行または遵守することを怠った場合であって、(受託会社の意見において、かかる懈怠が治癒できない場合で以下に記載される継続または通知が要求されない場合を除き)かかる懈怠が、受託会社が発行者に対して当該懈怠を治癒するよう要求する通知を行った後30日間(もしくは受託会社が許容するこれより長期の期間)継続したとき

(ハ) ()発行者の現在もしくは将来のその他の借入金債務(以下に定義される。)について発行者の選択によらず所定の満期より前に支払うべきこととなった(もしくは支払うべきことを宣言され得ることとなった)場合、()かかる借入金債務が支払期日においてもしくは(適用ある場合には)支払猶予期間内に支払われなかった場合、または、()借入金債務についての現在もしくは将来の保証もしくは補償に基づいて発行者が支払うべき金員の支払いを、発行者が支払期日に

怠った場合(上記()に該当する場合に限っては、(A)発行者が、当該金員を支払うべきことについて適切な手続を経て誠実に異議を申し立てている場合、または、(B)適切な管轄権を有する裁判所の命令により、発行者が当該金員の支払いを行うことが禁じられている場合を除くものとする。)。ただし、本(八)に該当する一または複数の事由について関連する借入金債務の総額または保証および/もしくは補償に基づき支払われるべき金額が25,000,000米ドル(または他の通貨で表示した場合には、これに相当する金額)を超える場合に限るものとする。

- (二) 発行者の解散または清算についての命令が、1981年インド輸出入銀行法(その後の改正を含む。)に基づきインド政府により出された場合。ただし、特別決議により承認された条件による組織再編を目的として解散または清算が行われる場合を除く。
- (ホ) 発行者が自らの事業の全部もしくは実質的な部分についての継続を中止し、もしくは中止するおそれがある場合(特別決議により承認された条件による組織再編を目的として中止される場合を除く。)、または発行者が支払期日が到来している債務(もしくはそのうちのいずれかの種類の債務)についての支払いを停止し、もしくは停止するおそれがある場合、もしくは支払不能となった場合、あるいは支払不能状態にあることを認めた場合
- (ヘ) 発行者(もしくはその理事もしくは株主)が、一般債権者(もしくはいずれかの種類の債権者)の利益のために財産の移転もしくは譲渡を行い、もしくは一般債権者(もしくはいずれかの種類の債権者)との間で和議その他に関する取決めを締結した場合、または、一般債権者(もしくはいずれかの種類の債権者)との間の取決めもしくは和議に関する提案を審議するための集会が開催された場合
- (ト) 政府当局または行政機関が、発行者の資産もしくは株式の全部または重要な部分を適正な対価を支払うことなしに接收、差押、強制収用または没収した場合。ただし、受託会社が、当該強制収用または没収について、誠実にかつ適切な手続によって異議が申し立てられていると考える場合を除く。
- (チ) いずれかの時点において、発行者の発行済株式資本についてインド政府の(直接的または間接的な)保有割合が51%を下回った場合
- (リ) 発行者が発行者の借入金債務(保証に基づき発生した債務を含む。)についてのモラトリアムに同意しもしくはこれを宣言した場合
- (ヌ) インドの法律上、上記(二)ないし(リ)に記載の事由と類似の結果をもたらすか、もしくはかかる結果をもたらす可能性のある事由が発生した場合

本書において「借入金債務」とは、()いずれかのノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックもしくはその他の証券のためのまたはこれらに関する債務(元金、プレミアム、利息またはその他の金員のいずれであるかを問わない。)、()いずれかの借入金または()引受手形もしくは引受手形信用供与に基づくもしくは関係する債務をいう。

(2) 包括債券

本債券は当初、無利札の仮包括債券(以下「仮包括債券」という。)により表章され、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共同預託機関に送付される。発行日後40日経過以降、仮包括債券における実質持分は、仮包括債券の持分の実質所有者は米国人ではなく、または米国人に対する転売目的で購入した者ではない旨の、合衆国財務省規則に要求される証明書と引換えに、仮包括債券記載の請求により、無利札の恒久包括債券(以下「恒久包括債券」という。)の持分と交換される。恒久包括債券における持分は、その全部について(一部は不可)()(恒久包括債券における持分の所有者のいずれかの指図により行為する)ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグからの主支払代理人に対する60日以上前の書面による通知または()交換事由の発生のみをもって、費用の負担をすることなく(場合により)利札を付した確定債券と交換される。これにつき、「交換事由」とは、()債務不履行事由(「11. その他 - (1) 債務不履行事由」において定義される。)が発生し継続しているこ

と、()ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグが共に(法定またはその他の休日を理由とするものを除き)14日間連続して営業を停止した場合、もしくは営業を恒久的に停止する意思を公表しもしくは実際そのようにし、かつ受託会社を満足させる代替の決済機関が利用できない旨の通知を発行者が受けた場合、または()発行者が、本債券が確定形式の恒久包括債券により表章されており、その旨の証明書で発行者の権限ある役員2名による署名を付したものが受託会社に交付されている場合には被ることのない不利な税効果に服したもしくは服することとなる場合をいう。交換事由が発生した場合、発行者は速やかに、上記「10. 公告の方法」に従い本債権者に対し通知を行う。交換事由が発生した場合、(恒久包括債券における持分の所有者のいずれかの指図により行為する)ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグまたは受託会社は、主支払代理人に対し交換を請求する通知を行うことができ、上記()の交換事由が発生した場合には、発行者も主支払代理人に対し交換を請求する通知を行うことができる。交換事由による交換は、主支払代理人により関連する最初の通知が受領された日から45日以内に行われる。

(3) 追加発行

発行者は随時、本債権者または利札所持人の同意なしに本債券と同一、または初回利息の支払い金額および日付ならびに利息が発生する日を除くすべての点で同一の要項を有する債券を追加作成し発行することができ、同債券は未償還残存している本債券と合わせて単一のシリーズを構成することとなる。

(4) 本債券および利札の代替

本債券または利札が紛失、盗失、破損、汚損または滅失した場合、当該本債券または利札は本債券の主支払代理人の指定事務所において、請求人がこれに関連して発生する経費を支払うことにより、かつ証明および補償に関し発行者が合理的に要求する条件に基づき、適用ある法令に従って代券と交換することができる。破損または汚損した本債券または利札は代券が発行される前に引渡さなければならない。

(5) 時効

本債券および利札は、元金および/または利息に関する支払請求が、その関連日(「8. 課税上の取扱い - (1) 税制による追加額の支払い」に定義される。)から(元金の場合)10年および(利息の場合)5年以内に行われない場合、無効となる。

(6) 1999年契約(第三者の権利)法

いかなる者も1999年契約(第三者の権利)法に基づき、本債券の条項を強制するいかなる権利も付与されていないが、このことは当該法律とは別に存在するもしくは利用することができるいかなる者のいかなる権利もしくは救済方法にも影響を及ぼすものではない。

第3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4 【法律意見】

発行者のインドの法律顧問より、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

(イ)有価証券届出書および訂正有価証券届出書ならびにそれらの関東財務局長への提出は、発行者により正当かつ有効に授権されている。

(ロ)有価証券届出書に記載されたとおりの日本国における本債券の売出しは、インド共和国の法律または規則に違反しない。

(ハ)有価証券届出書中のインド共和国についてのすべての法的事項の記載は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第5 【その他の記載事項】

発行者の名称およびロゴ、本債券の名称、ならびに売出人の名称が債券売届出目論見書の表紙に記載される。

リスク要因およびその他の留意点

本債券への投資には、一定のリスクが伴う。各投資家は、本債券へ投資することが適当か否かを判断するにあたり、以下に掲げるリスク要因およびその他のリスク要因を検討する必要がある。ただし、以下の記載は本債券に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではない。

豪ドル建債券および米ドル建債券につき支払われる金額

豪ドル建債券および米ドル建債券の元本および利息は、場合により、豪ドルまたは米ドルにより支払われる。かかる支払額の日本円相当額は、支払日に有効な日本円と豪ドル/米ドルとの間の外国為替レートにより異なる。そのため、元本および利息の支払額の日本円建ての相当価値は変動する場合があります。日本円により投資を行った者は、本債券に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。したがって、外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本債券の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本債券の購入を検討すべきである。

豪ドル建債券および米ドル建債券に関する外国為替レート

上述のとおり、日本円と豪ドル/米ドルとの間の外国為替レートの変動は、場合により、豪ドルまたは米ドルによる利息支払額および元本支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、利息支払いの日または償還期限前の本債券の価値にも影響を及ぼす。通常の状態のもとでは、豪ドル建債券および米ドル建債券の日本円建ての相当価値は、豪ドル/米ドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落す

ることが予想される。

金利

本債券については、場合により、豪ドルまたは米ドルによる一連の固定利息の支払いが行われる。したがって、償還期限前の各本債券の価値は、場合により豪ドルまたは米ドルの金利の変動の影響を受ける。通常の状況のもとでは、本債券の価値は、豪ドル/米ドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行者の格付、財務状況および業績

発行者の信用格付、財務状況もしくは業績が実際に変化した場合またはその変化が予想される場合、本債券の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本債券の償還の確実性は、発行者の信用力に依拠する。発行者について付される格付は発行者の債務支払能力を示す。発行者の信用状況が損なわれた場合、本債券を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

不確実な流通市場

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者および日本国における売出しに関連する売出人は、本書に基づいて売出された本債券につき買取る義務を負うものではない。したがって、本債券は非流動的であるため、本債権者は、本債券をその償還前に売却することができない場合がありうる。仮に本債券を売却することができたとしても、その売買価格は、円/豪ドルまたは円/米ドルの為替相場、発行者の財務状況、金利水準やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。本債券に投資することを予定している投資家は、満期償還日まで保有することができる場合のみ、本債券への投資を行うべきである。

中途売却価格に影響する要因

上記「不確実な流通市場」において記述したように、本債券の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

満期償還日前の本債券の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

円/豪ドルおよび円/米ドル為替相場

一般的に円/豪ドル為替相場の水準が円安・豪ドル高になると豪ドル建債券の円貨での価格は上昇し、円/豪ドル相場の水準が円高・豪ドル安になると豪ドル建債券の円貨での価格は下落すると予想される。また、一般的に円/米ドル為替相場の水準が円安・米ドル高になると米ドル建債券の円貨での価格は上昇し、円/米ドル相場の水準が円高・米ドル安になると米ドル建債券の円貨での価格は下落すると予想される。

豪ドル金利および米ドル金利

一般的に豪ドル金利が低下すると豪ドル建債券の価格が上昇し、豪ドル金利が上昇すると豪ドル建債券の価格が下落すると予想される。また、一般的に米ドル金利が低下すると米ドル建債券の価格が上昇し、米ドル金利が上昇すると米ドル建債券の価格が下落すると予想される。

発行者に対する外部評価

本債券の価格は、発行者に対する外部評価の変化（例えば格付会社による信用格付の変更）等により上下することがある。一般的に、発行者に対する外部評価が改善すると本債券の価格は上昇し、外部評価が悪化すると本債券の価格は下落すると予想される。

本債券に影響を与える市場活動

発行者および売出人は、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で為替の直物取引、先渡取引およびオプション取引を行うことがある。かかる取引は、為替相場に影響を及ぼし、それが結果的に本債権者に不利な影響を及ぼすことがありうる。

カントリーリスク

通貨発行国の国情の変化（政治・経済・取引規制等）により、投資元本割れや途中売却ができなくなるおそれがある。

税制

将来において、本債券についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本債券の取引価値の変動が、一部または全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本債券の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本債券が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
平成27年9月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし